

平成30年村上市議会第2回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

平成30年6月12日（火曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議会選第6号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 第 5 請願第2号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める議会決議・意見書採択に関する請願書
- 第 6 報第 3号 村上市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報第 4号 村上市上水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
報第 5号 村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 6号 村上市情報通信事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 7号 村上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 8号 村上市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報第 9号 専決処分の報告について
報第10号 専決処分の報告について
報第11号 専決処分の報告について
報第12号 専決処分の報告について
- 第 8 議第68号 専決処分の承認を求めることについて
議第69号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議第70号 専決処分の承認を求めることについて
議第71号 専決処分の承認を求めることについて
議第72号 専決処分の承認を求めることについて
議第73号 専決処分の承認を求めることについて
議第74号 専決処分の承認を求めることについて
議第75号 専決処分の承認を求めることについて
議第76号 専決処分の承認を求めることについて
議第77号 専決処分の承認を求めることについて
議第78号 専決処分の承認を求めることについて
議第79号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 議第80号 村上市スケートボード施設条例制定について

- 議第 8 1 号 高規格救急自動車購入契約の締結について
- 議第 8 2 号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
- 議第 8 3 号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 8 4 号 村上市児童公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 8 5 号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 8 6 号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 8 7 号 市道路線の変更について
- 議第 8 8 号 14 t 級除雪ドーザ（サイドスライドアングリングプラウ）購入契約の締結について
- 第 1 1 議第 8 9 号 平成 3 0 年度村上市一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 議第 9 0 号 平成 3 0 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 追加日程第 1 常任委員の辞任について
- 日程第 4 議会選第 6 号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 日程第 5 請願第 2 号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める議会決議・意見書採択に関する請願書
- 日程第 6 報第 3 号 村上市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報第 4 号 村上市上水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 報第 5 号 村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報第 6 号 村上市情報通信事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報第 7 号 村上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報第 8 号 村上市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報第 9 号 専決処分の報告について
- 報第 1 0 号 専決処分の報告について
- 報第 1 1 号 専決処分の報告について
- 報第 1 2 号 専決処分の報告について

- 日程第 8 議第 6 8 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 6 9 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 議第 7 0 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 7 1 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 7 2 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 7 3 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 7 4 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 7 5 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 7 6 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 7 7 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 7 8 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 7 9 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 1 0 議第 8 0 号 村上市スケートボード施設条例制定について
 議第 8 1 号 高規格救急自動車購入契約の締結について
 議第 8 2 号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
 議第 8 3 号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 議第 8 4 号 村上市児童公園条例の一部を改正する条例制定について
 議第 8 5 号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第 8 6 号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 議第 8 7 号 市道路線の変更について
 議第 8 8 号 1 4 t 級除雪ドーザ（サイドスライドアングリングブラウ）購入契約の締結について
- 日程第 1 1 議第 8 9 号 平成 3 0 年度村上市一般会計補正予算（第 2 号）
- 追加日程第 2 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 追加日程第 3 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について
- 日程第 1 2 議第 9 0 号 平成 3 0 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○出席議員（ 2 4 名）

1 番	小 杉 武 仁 君	2 番	河 村 幸 雄 君
3 番	本 間 善 和 君	4 番	鈴 木 好 彦 君

5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	8番	板垣千代子君
9番	鈴木いせ子君	10番	本間清人君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
14番	竹内喜代嗣君	15番	平山耕君
16番	川崎健二君	17番	木村貞雄君
18番	小田信人君	19番	長谷川孝君
21番	佐藤重陽君	22番	大滝国吉君
23番	大滝久志君	24番	山田勉君
25番	板垣一徳君	26番	三田敏秋君

○欠席議員（1名）

20番 小林重平君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	佐藤憲昭君
財政課長	田邊覚君
政策推進課長	東海林豊君
自治振興課長	大滝寿君
税務課長	建部昌文君
市民課長	尾方貞一君
環境課長	中村豊昭君
保健医療課長	信田和子君
介護高齢課長	小田正浩君
福祉課長	山田和浩君
農林水産課長	大滝敏文君
地域経済振興課長	川崎光一君
観光課長	竹内和広君
建設課長	伊与部善久君

都市計画課長	山	田	知	行	君
下水道課長	早	川	明	男	君
水道局長	川	村	甚	一	君
会計管理者	松	田		明	君
農業委員会 事務局 局長	鈴	木	美	宝	君
選管・監査 事務局 局長	佐	藤	直	人	君
消 防 長	長		研	一	君
学 校 教 育 課 長 補 佐	榎	本	治	生	君
生涯学習課長	板	垣	敏	幸	君
荒川支所長	小	川		剛	君
神林支所長	石	田	秀	一	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	斎	藤	一	浩	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	小	林	政	一
事 務 局 次 長	大	西	恵	子
係 長	鈴	木		涉

午前 9時59分 開会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は24名です。欠席の届け出のある者1名です。定足数に達しておりますので、これから平成30年第2回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 皆様、おはようございます。本日、平成30年村上市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私ともお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日提出いたしました議案は、報告10件、専決処分の承認12件、条例の制定1件、条例の一部改正4件、契約の締結3件、市道路線の変更1件、補正予算2件の合わせて33件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、2番、河村幸雄君、16番、川崎健二君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取り扱いについて報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） 改めまして、おはようございます。それでは、会期日程案及び議案の取り扱いについて申し上げます。

平成30年第2回定例会の会期及び議案の取り扱いを協議するため、去る6月5日午前10時から市役所第1委員会室において、委員8名、議長、副議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに議会事務局長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果についてご報

告をいたします。

会期につきましては、本日6月12日から29日までの18日間といたしました。

審議日程については、本日の本会議で諸般の報告の後、即決事件の審議を行い、採決の後、残る議案の上程を行い、それぞれ提案理由の説明を求めた後、各委員会へ付託いたします。また、今定例会では一般会計補正予算に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしましたので、よろしくお願いいたします。

14日、15日、18日の3日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

特別委員会の設置により、20日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会を開催し、21日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、22日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会をそれぞれ開催いたします。特に一般会計予算・決算審査特別委員会では、各常任委員会の所管部分について分科会ごとに付託議案の休会中審査をお願いいたします。したがって、各分科会での審査を総括するため、26日には全体会を開催し、各分科会長から審査報告を受けた後、採決を行い、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。

29日は本会議を開催し、各委員長から委員会の審査報告を受けた後に採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審査を行い、即決といたします。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。最初に、議会関係議案についてですが、議会選第6号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙につきましては、単独上程、指名推選により即決といたします。

次に、請願第2号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める議会決議・意見書採択に関する請願書については、単独上程とし、紹介議員の補足説明を受けた後に総務文教常任委員会へ付託いたします。

続いて、理事者提案の議案の取り扱いについては、以下議案名を省略させていただきますが、報第3号から報第8号までの6議案につきましては、一括上程、一括質疑の後に報告を終わります。

報第9号から報第12号までの損害賠償に係る専決処分の報告についての4議案は、一括上程、一括質疑の後、報告を終わります。

次に、議第68号及び議第69号の条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについての2議案は、一括上程、一括質疑、討論の後、それぞれボタン式投票による即決といたします。

次に、議第70号から議第79号までの平成29年度各会計補正予算に係る専決処分の承認を求めることについての10議案は、一括上程、一括質疑、討論の後、それぞれボタン式投票による即決といたします。

次に、議第80号から議第88号までの9議案については、一括上程、一括質疑の後、議第80号から議第82号までの3議案については総務文教常任委員会へ、議第83号から議第86号までの4議案につ

いては市民厚生常任委員会へ、議第87号及び議第88号の2議案については経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、議第89号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第2号）については、単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託いたします。

次に、議第90号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、単独上程、質疑の後、市民厚生常任委員会へ付託いたします。

次に、一般質問の通告は、6月7日正午で締め切ったところ、16名の通告があり、その後取り下げが1名ありましたので、15名になり、14日、15日、18日に各5名で3日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告及び請願、陳情に伴う意見書の提出期限は27日、その他の意見書の提出期限は19日のそれぞれ正午までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で議会運営委員会での協議内容と結果についてのご報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から6月29日までの18日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月29日までの18日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

最初に、5月18日から19日にかけて発生した豪雨災害の状況と防災行政無線の告知操作ミスについておわびを申し上げます。5月18日夜から19日朝にかけて発生した豪雨による対応で、三面川左岸8町内に発令した避難勧告が防災行政無線の操作ミスにより屋外拡声子局では放送されましたが、戸別受信機で放送されない事態に至りました。市民の皆様に的確に情報が伝わらず、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。市民の生命、財産を守るべく設置してある防災行政無線で人為的ミスにより発報しなかったことはまことに遺憾であり、二度とこ

うしたミスを起こすことのないよう職員一人一人の意識を改めることはもちろんであります、組織全体の危機管理能力を高めてまいり所存であります。

戸別受信機が発報しなかった原因についてであります、避難対象とした8町内に放送できる屋外拡声子局を選択することにより、各家庭に設置してある戸別受信機が連動して放送されるものと思い込んでおりました。しかしながら、実際には放送エリアを設定しなければ戸別受信機では放送ができないことを職員が把握していなかったことが原因であります。加えて正確を期すため録音した音声で放送しようとしたため、避難勧告発令から放送まで40分も時間がかかってしまいました。緊急を要する事態でありながら、このような運用で放送してしまいましたことについて、議員各位並びに市民の皆様を重ねておわびを申し上げます。これから本格的な出水期を迎えることとなります。市民の生命、財産を守るため、迅速かつ確実な防災行政無線の運用に努めてまいります。

また、この件につきましては5月21日に緊急の記者会見を実施し、経過の説明と謝罪を行わせていただいたところであります。6月8日の定例記者会見におきましても再度おわびを申し上げるとともに、事後の検証の状況を踏まえ、防災システムとして適切に運用されるよう不断の取り組みを進めていくことを説明させていただいたところであります。

このたびの事態は、市民の生命、財産を著しく危険な状態に置くこととなりました。看過できない不祥事であると言わざるを得ません。私といたしましては、職員の処分について5月30日付で懲戒審査委員会に対し、諮問をいたしたところであります。懲戒審査委員会からは、6月6日付で答申があったところでありますが、このたびの事案は1,240世帯、2,860人の市民の生命、財産に危険を及ぼす結果となった事案であります。懲戒権者としてより厳格な対応が必要であると思料しているところであり、改めて外部からの見解を聞き取りした上で、私自身の責任も含め、職員の処分を決定したいと考えておりますので、現時点で最終的な処分は保留をいたしているところであります。この後速やかに結論を得たいと考えているところであります。

なお、このたびの豪雨災害の経過と現時点での被災状況についてであります、本日資料として配付させていただいたところであります。経過につきまして申し上げますと、断続的に降り続く大雨の影響で高根川の早稲田観測所において避難判断水位に達する見込みとなったため、5月19日午前1時に関口及び黒田集落の175世帯、621人に避難勧告を発令をいたしました。その後土砂災害の危険性が高まったとして土砂災害警戒情報が発表され、午前1時5分に災害対策本部を設置し、危機管理レベルを最大レベルに引き上げ、即応態勢に移行いたしております。雨はその後も降り続き、三面川の泉町観測所においても避難判断水位に達する見込みとなったため、午前4時20分に三面川左岸の8町内、1,240世帯、2,860人に避難勧告を発令をいたしました。結果的に高根川は氾濫危険水位、三面川は避難判断水位を超えましたが、その後徐々に雨足も弱くなり、氾濫の危険がなくなったと判断し、午前6時20分に両地区の避難勧告を解除いたしたところであります。いずれも関係機関・部署によるパトロールや住民への警戒情報の提供など迅速な対応により、市民への人的な被

害がなかったことについて感謝を申し上げる次第であります。

また、避難所の開設につきましては、朝日地区では朝日みどり小学校に開設し、35世帯、95の方が避難をいたしました。村上地区の避難所は村上体育館に開設し、3人の方が避難しております。

施設等の被害状況についてであります。市道、林道でのり面の崩壊や路肩洗掘などの被害が発生し、水路・河川、農地・農業用施設への被害とあわせ、件数で206件、概算被害額で1億8,300万円となっております。これまでに確認いたしました被災施設等の復旧に必要な経費につきましては、今定例会に補正予算を計上させていただいたところであります。

次に、6月1日発行の市報むらかみにおける写真の掲載誤りについておわびを申し上げます。村上大祭が「村上祭の屋台行事」として国の重要無形民俗文化財に指定されたことを特集した記事の中で、加賀町の屋台写真を鍛冶町の屋台写真に誤って掲載をいたしてしまいました。加賀町の皆様並びに関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけいたしましたこと、心からおわびを申し上げます。市の情報を間違いなくお届けするという使命を担う市報において、このような間違いを生じさせてしまったことにつきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたこと、心からおわびを申し上げます。今後このような誤りを生じさせないようチェック体制を徹底してまいります。なお、加賀町への配布分及び公共施設等への窓口配布分については、訂正後の市報を配布させていただきました。また、希望する方には訂正後の市報に交換させていただく対応をとらせていただいているところであります。

次に、昨年の第2回定例会でご議決をいただきました村上市医学生修学資金貸与制度における平成30年度修学生についてであります。募集期間であった2月末日までに応募者がいなかったため、期間を延長したところ、1名の応募者があり、書類選考及び面接を実施した結果、適格者であることから、平成30年度の修学生として決定し、4月より貸与を開始いたしましたところであります。今後本制度の周知に努め、地域における医師確保を図ってまいります。

次に、火災の発生状況であります。平成30年第1回定例会でご報告申し上げた以後、配付報告書のとおり、火災は建物火災6件、林野火災2件、車両・その他火災2件で、計10件であります。

次に、寄附の申し出についてであります。寄附につきましては、配付報告書のとおりであり、多くの善意が寄せられました。ふるさと村上応援寄附金につきましては、本年2月から4月までの間に763件、総額で1,597万14円の申し込みを受けることができました。また、企業版ふるさと納税寄附金につきましては6件、金額で280万円のご寄附をいただいたものであります。深く感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） お疲れさまです。今市長の報告にありました5月18、19の豪雨に対する件に関してですが、避難体制に関しましては一般質問で私のほうで項目にありますので、そこで詳しく

はやりたいと思うのですけれども、ちょっとその前に確認だけさせていただきたいのですが、総務課長、今村上市全体の戸数何世帯あって、戸別受信機、それが何世帯に設置しているかって把握していますか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 申しわけございません。確かな件数は把握してございません。今資料を持ち合わせてございません。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） まずは、一般質問のときまでちょっとその資料をそろえておいてください。恐らく戸別受信機は市民の方に無料で配付はしますが、強制で配付しないはずですよ。希望者のみ、これでよろしいですね。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） そのとおりでございます。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） それと、今市長から報告のありました三面川の観測所において水位が避難判断水位に達する見込みができたため、これは4時10分となっております。見込みと書いてありますが、結局見込みがこの判断水位に達したのでしょうか。限界水位に達したのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 4時20分に避難判断水位に達してございます。6メートル50センチでございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

〔議長、副議長と交代〕

午前10時24分 開議

○副議長（大滝国吉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第1 常任委員の辞任について

○副議長（大滝国吉君） ただいま三田議長から総務文教常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。三田議長の総務文教常任委員の辞任について日程に追加し、直ちに議題とし

たいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大滝国吉君） 異議なしと認めます。

よって、三田議長の総務文教常任委員の辞任についてを日程に追加し、議題といたします。
ここで、地方自治法第117条の規定により、三田敏秋君の退場を求めます。

〔26番 三田敏秋君退席〕

○副議長（大滝国吉君） 追加日程第1、常任委員の辞任についてを議題といたします。

議長の三田敏秋君から一身上の都合により総務文教常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大滝国吉君） 異議なしと認めます。

よって、三田敏秋君の総務文教常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。
三田敏秋君を入場させてください。

〔26番 三田敏秋君入場〕

○副議長（大滝国吉君） 三田敏秋君に申し上げます。

申し出のありました総務文教常任委員辞任につきましては、ただいま許可することに決定いたしましたので、お知らせいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時26分 休 憩

〔副議長、議長と交代〕

午前10時27分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4 議会選第6号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議会選第6号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りします。指名推選の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

お諮りします。新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に渡辺昌君を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました渡辺昌君が新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をいたしました。

日程第5 請願第2号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める議会決議・意見書採択に関する請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第5、請願第2号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める議会決議・意見書採択に関する請願書を議題といたします。

紹介議員から特に補足して説明することがありましたら発言を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める議会決議・意見書採択に関する請願書について補足説明をさせていただきます。

昨年12月10日、オスロで行われました核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANへのノーベル平和賞授賞式で被爆者、サーロー節子さんが行った演説を紹介させていただきました。ご趣旨を理解して賛同をいただきたく思います。最後のくだりの2つの節を朗読させていただきます。1節目、「終わりの始まり。今年七月七日、世界の大多数の国々が核兵器禁止条約の採択に賛成した時、私は喜びでいっぱいになりました。私はかつて人類の最悪な側面を目撃しましたが、その日は最良の側面を目撃したのです。私たち被爆者は七十二年の間（核兵器が）禁止されることを待ち続けてきました。これを核兵器の終わりの始まりにしようではありませんか。責任ある指導者であれば、必ずやこの条約に署名するに違いありません。署名を拒否すれば歴史の厳しい審判を受けることになるでしょう。彼らのふるまいは大量虐殺につながるのだという現実を抽象的な理論が覆い隠すことはもはやありません。「抑止力」とは、軍縮を抑止するものなのだからということもはや明らかです。私たちはもはや恐怖のキノコ雲の下で暮らすことはありません。核武装した国々の当局者と、いわゆる「核の傘」の下にいる共犯者たちに言います。私たちの証言を聞きなさい。私たちの警告を心に

刻みなさい。そして、自らの行為の重みを知りなさい。あなたたちはそれぞれ、人類を危険にさらす暴力の体系を構成する不可欠な要素となっているのです。私たちは悪の陳腐さを警戒しましょう。世界のあらゆる国の、全ての大統領と首相に懇願します。この条約に参加してください。核による滅亡の脅威を永久になくしてください。光に向かって。私は十三歳の時、くすぶるがれきの中に閉じ込められても、頑張り続けました。光に向かって進み続けました。そして生き残りました。いま私たちにとって、核禁止条約が光です。この会場にいる皆さんに、世界中で聞いている皆さんに、広島の倒壊した建物の中で耳にした呼び掛けの言葉を繰り返します。「諦めるな。頑張り。光が見えるか。それに向かってはっていくんだ」今夜、燃え立つたいまつを持ってオス口の通りを行進し、核の恐怖という暗い夜から抜け出しましょう。どんな障害に直面しようとも、私たちは進み続け、頑張り、他の人たちとこの光を分かち合い続けます。この光は、かけがえのない世界を存続させるために私たちが傾ける情熱であり、誓いなのです」。

オス口で共同ということでは発表されましたノーベル財団公表の公式テキストから引用させていただきました。ご採択いただきますよう心よりお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） ただいま議題となっております請願第2号については、会議規則の規定により請願文書表のとおり総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6 報第3号 村上市一般会計継続費繰越計算書の報告について

報第4号 村上市上水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

報第5号 村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報第6号 村上市情報通信事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報第7号 村上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報第8号 村上市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、報第3号から報第8号までの6議案は、繰越計算書の報告についてであります。これを一括議題といたします。

理事者から発言を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第3号から報第8号の6議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、報第3号は村上市一般会計の継続費についてであります。平成30年度に繰り越すべき額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、第10款教育費で公民館施設管理経費の荒川地区公民館建設事業及び体育施設経費の（仮称）村上市スケートパーク建設事業に関するものであります。

次に、報第4号は村上市上水道事業会計の継続費についてであります。平成30年度に繰り越すべき額が確定いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、第1款資本的支出で拡張事業費の荒島浄水場更新事業に関するものであります。

次に、報第5号から報第8号の4議案は、一般会計、情報通信事業特別会計、下水道事業特別会計及び集落排水事業特別会計の繰越明許費についてであります。平成30年度に繰り越すべき額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、報第5号の村上市一般会計繰越明許費は、第6款農林水産業費の農業振興経費のほか、11件に関するものであります。

次に、報第6号の村上市情報通信事業特別会計繰越明許費では、第1款総務費の山北地区施設維持管理経費に関するものであります。

次に、報第7号の村上市下水道事業特別会計繰越明許費では、第1款下水道費の公共下水道改築更新経費に関するものであります。

最後に、報第8号の村上市集落排水事業特別会計繰越明許費では、第1款集落排水費の農業集落排水改築更新経費に関するものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第7 報第9号 専決処分の報告について

報第10号 専決処分の報告について

報第11号 専決処分の報告について

報第12号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、報第9号から報第12号までの4議案は、いずれも損害賠償の専決処分の報告についてであります。これを一括議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第9号から報第12号までの4議案につきまして、一括してご報告を申し上げます。

これらは、いずれも50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため専決処分したものであ

ります。

最初に、報第9号は、平成29年12月6日、村上市北新保地内の国道345号を走行中の車両に市が管理するお幕場森林公園の樹木からの落雪により車両を損傷させたものであります。施設管理上の不備により発生したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車両修繕料として12万3,689円を賠償するものであります。

次に、報第10号は、平成30年2月18日、村上市小川地内の市道を走行中の車両が舗装剥離によってできた段差によりタイヤがパンクし、ホイールを損傷させたものであります。市道管理上の不備により発生したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、タイヤ及びホイールの修繕費として1万2,204円を賠償するものであります。

次に、報第11号は、平成30年2月8日、村上市南大平地内の市道を走行中の公用車が対向車とすれ違う際、積雪の影響により車両後部が横滑りし、相手方車両を損傷させたものであります。すれ違いのため停止している車両に接触したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車両修繕費として7万588円を賠償するものであります。

最後に、報第12号は、平成30年2月9日、高南保育園内の樹木からの落雪により施設内駐車場に駐車中の車両を損傷させたものであります。施設管理上の不備により発生したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車両修繕費として19万9,724円を賠償するものであります。

以上ご説明させていただきました4件につきましては、いずれも示談が成立したことから、このたび報告するものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

4番、鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） ちょっと確認させていただきたいのですけれども、専第6号の古渡路・小川線地内でのこの事故なのですけれども、パンクした、だから壊れたものがあるから補償したというのはいいのですけれども、壊れるほどの地盤の崩壊というのですか、損壊があったと。それが放置されていたのか、あるいは連絡体制がなかったのか、これ確認するまで時間かかったのかと、そういう現状については把握されていますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） この件につきましては、穴があいているということで朝日支所のほうで一旦碎石を入れて平らにしておったのですが、ちょうど消雪パイプのある場所でございます、やっぱり水が出て車が通るたびに少しずつまた段差ができたということで、そこを通過した軽自動車舗装の角に当たってパンクしたという事案でございます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） 問題が一応は処理されたということですが、その原因がまだ依然として残っていたと。それに対する対応ができたのかということについての対応をこれから提起して質問を終わります。

○議長（三田敏秋君） 7番、尾形修平君。

○7番（尾形修平君） それでは、質問させていただきます。

これ報第9号と報第12号、いずれも樹木からの落雪によって損害賠償が発生したということなのですけれども、この賠償理由の中で本件は管理上の不備により発生したものであると。樹木から落雪することに対して管理上の不備があるというのがいまいち私ちょっと理解できないのですけれども、その辺について説明願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 管理している樹木につきまして、この樹木から枝がおりてきたとか、それから雪が落ちてきたという、電線もそうなのでございますが、これは今現在公の施設についてはその管理責任が問われているというふうにお聞きしてございます。でありますので、道路上に枝葉の出ている樹木等については、個人のものについては伐採をお願いしてございますし、公共のものについては処分して管理していただくということで今市としては処理しているというところでございます。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） そういう理由からだとは思いますが、そうするとこの広い村上市で、例えば道路にしても、今言っているこの駐車場にしても、数え切れないくらいそういう箇所というのは私あると思うのです。その辺を全て管理不全ということで処理されたのでは、しかも金額的にかなりの金額が両件ともあるわけですね。その辺総務課長としてどのようにお考えですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） その管理等については昨年お伺いしたわけですが、そこを全部するとなると、かなりの費用もかかりますし、個人の財産に対して木を伐採せよというのはいかがなものかということはあるのですが、ただそれによって死亡事故が起きたりとかすると賠償の額がかなりの額に上りますので、これは市民の皆様方にはお願いするしかない。行政としては、やはり点検をして、危ない箇所については当然管理していかなければならないというふう考えております。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） これくどいように悪いのですけれども、例えば駐車場の木の下に車をとめて降雪時期に注意を喚起すると。どのような方法をお考えですか。私これやっていると、切りがない話ではないかなと思うのです。その辺いかがでしょう。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 私個人の考えでございますが、落雪のあるようなことが予想される場合は、注意喚起の立て札なり、バリケードをして、とめないでいただきたいということで注意を促すということもやっぱり必要なというふうに思っています。当市については、いろいろな荒野もございますし、それから樹木も非常に多い市でございますので、その辺は注意喚起をするなり、なおかつ樹木を伐採できるものについては、そのような管理もお願いしたいなというふうに思っております。

○7番（尾形修平君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） 今の尾形議員と若干重複するかもしれませんが、この相手方を責めるわけではないのですけれども、例えば国道を走行中の落雪であるとか、駐車場の落雪であるとかというのは、物的証拠というか、本当にそれ雪なのかどうかということも正直わからない部分であると思うのですが、その辺はこの2件について、例えばエンジンを停止している駐車場であればドライブレコーダーもきいていないのでしょうし、何かそういうのがここまで、去年の案件がこの6月までになっている、それだけ時間がかかったということの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（竹内和広君） 報告を受けた段階では、12月6日午後1時ごろ発生したと。ご本人様のほうからの申し出等で判断がちょっと月末までおくれ込んだと。私いただいている報告の中で、今本間議員のおっしゃる物的証拠という意味ですか、確かにそうだという物的の証拠の確認の部分は、報告文書を見る限りの中ではちょっと把握しておりませんが、現地に赴いたり、ご本人とお話の中で落雪ということが確認できた上、損害保険会社のほうにこのケースについてご協議を申し上げ、それは保険の該当になるということで適用したというような報告内容になっております。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 大変申しわけございません。今観光課長から名前が申し上げられましたので、その辺は削除をお願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 例えばこれが落雪ではなくて人的な公用車と何かぶつかった、例えばグレーチングが上がって損傷したとか、いろんなそういった人的、物的の場合と、これ言ってはあれですけれども、自然災害みたいな部分って1つあるわけですよ。誰にでもとめられないような部分。それを全部どこまでの範囲で補償していくかということについては、やっぱりこれから損保会社かとも、全額市が負担するのか、その辺は協議していただきたいと思うのですが、よろしく願いしたいと思います。

それと、今までのケースですと、公用車と例えば今回雪で後部がぶつかったという場合、今までの議案の出し方、この出し方はそのうちの50%を負担するとか、そういう出し方だったはずですよ。

今までのと違う部分は、その金額を負担するということであって、実際の事故物件に関する損害額は例えば50万円、そのうち半分の50%を村上市側が補償することになりましたみたいな形だったと私記憶しておるのですが、それが最近はその割合が全然出てこなくて、金額をどんと出してきているということはどういうことなのでしょう。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 本間議員はご承知だと思うのですが、今回の場合はゼロ・100ということで、市の管理物のために事故が起きたということでございますので、今までの損害賠償の事案につきましては30・70だとか、10・90だとかという割合をお示ししていたと思います。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 最後なので、あれなのですが、いやいや、そうではなくて、この報第11号の議案とかです。報第11号の議案なんかは、これ本事件はすれ違いのため停止している車両に、これ停止しているから、100・ゼロなのか。走っている同士ではないわけか。わかりました。済みません。

○議長（三田敏秋君） 9番、鈴木いせ子さん。

○9番（鈴木いせ子君） 今高南保育園の落雪というのが出てきましたのですが、私は前々からあそこは危険だと思っていたのですが、そのほかもあの地域には、中野線のところにはこれと同じような事案が出てくるのが想定されますので、ぜひ朝日みどり小学校のところも事件が起きる前に点検をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） おのおのの所管課長におきまして、そのように対応をお願いしたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第8 議第68号 専決処分の承認を求めることについて

議第69号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第68号及び議第69号は、いずれも条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第68号及び議第69号の2議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第68号は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布されたことなどに伴い、村上市税条例の一部を改正するものであり、施行期日が平成30年4月1日からとなることなどから、専決処分させていただいたものであります。

主な改正内容につきましては、個人市民税では平成33年1月1日施行で給与所得控除及び公的年金等控除の一律10万円引き下げや基礎控除の10万円引き上げ、給与収入が850万円を超える場合は控除額を195万円に引き下げるなど、所得控除の見直しを行うものであります。

固定資産税では、平成30年度の評価がえに際して税額が上がる場合、その上昇を緩和するための負担調整措置を平成30年度から平成32年度まで継続と、再生エネルギー発電施設等にかかわるわがまち特例の特例期間を延長するため、所要の改正を行うものであります。また、生産性向上特別措置法の施行に際して市から先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等が平成30年度から平成32年度までに新規取得した設備について、3年間課税標準額をゼロにする規定を追加するものであります。

たばこ税では、平成30年10月1日施行による税率の引き上げ及び加熱式たばこについて、紙巻きたばこに換算する方法を見直すものであります。

次に、議第69号は地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、村上市国民健康保険税条例の一部を改正するものであり、施行期日が平成30年4月1日のため、専決処分させていただいたものであります。

主な改正内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を54万円から58万円にするものであります。

また、軽減措置に係る軽減判定所得について、5割軽減対象世帯の算定における被保険者数に乗すべき金額を27万円から27万5,000円に、2割軽減対象世帯の算定における被保険者数に乗すべき金額を49万円から50万円に引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第68号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第68号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第68号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第69号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第69号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第69号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

休憩のため午前11時10分まで休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時09分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

- 日程第9 議第70号 専決処分の承認を求めることについて
議第71号 専決処分の承認を求めることについて
議第72号 専決処分の承認を求めることについて
議第73号 専決処分の承認を求めることについて
議第74号 専決処分の承認を求めることについて
議第75号 専決処分の承認を求めることについて
議第76号 専決処分の承認を求めることについて
議第77号 専決処分の承認を求めることについて
議第78号 専決処分の承認を求めることについて
議第79号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第70号から議第79号までの10議案は、いずれも平成29年度一般会計及び各特別会計の補正予算並びに平成30年度一般会計補正予算に係る専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第70号から議第79号までの10議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第70号から議第78号は平成29年度村上市一般会計及び各特別会計補正予算について、議第79号は平成30年度村上市一般会計補正予算（第1号）につきまして、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めるものであります。

最初に、議第70号は平成29年度村上市一般会計補正予算（第10号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億3,500万円を追加し、総額を352億280万円にいたしました。

補正の内容は、豪雪に伴う除排雪関連経費であります。歳入におきましては、第10款地方交付税で3億2,500万円を、第18款繰入金で財政調整基金繰入金3億1,000万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第2款総務費で本庁舎管理経費258万5,000円を、第3款民生費で高齢者生活支援経費245万1,000円を、また第8款土木費で除雪対策経費6億3,000万円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第71号は平成29年度村上市一般会計補正予算（第11号）についてであります。各款にわたり事業費の確定などによる所要の調整を行い、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億950万円を減額し、予算の規模を347億9,330万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきましては第1款市税で個人市民税9,200万円を追加し、第2款地方譲与税から第15款県支出金までについて交付額等の確定による精算処理を行いました。第17款寄附金では新たに企業版ふるさと納税寄附金として6社分、370万円を追加し、第18款繰入金では1,730万円を、第21款市債では3億5,750万円をそれぞれ減額し、所要の調整を行いました。

歳出におきましては、第2款総務費で朝日支所庁舎大規模改修工事業費などの確定により3,528万2,000円を、第3款民生費では児童手当など支給額の確定などにより1億4,152万8,000円を、第4款衛生費では予防業務経費及びごみ清掃対策経費などの確定により5,099万6,000円を、第6款農林水産業費では農業振興経費などで事業費の確定により5,347万1,000円をそれぞれ減額いたしました。さらに、第7款商工費で企業誘致経費などの確定により142万9,000円を、第8款土木費では除雪対策経費などで事業費の確定により5,065万1,000円を、第9款消防費では非常備消防施設経費などの確定により1,944万6,000円を、第10款教育費では小学校特別支援教育経費などの事業費の確定により5,501万9,000円をそれぞれ減額をいたしました。

なお、第2条、地方債の補正は、それぞれの起債について借入額の確定により限度額を変更する

ものであります。

次に、議第72号は平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ80万円を減額し、予算の規模を5億4,750万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第3款繰入金で一般会計繰入金219万4,000円を減額し、第4款繰越金では前年度繰越金139万4,000円を追加いたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で情報通信事業一般管理経費で事業費の確定により75万6,000円を減額いたしました。

次に、議第73号は平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ201万円を減額し、予算の規模を1億2,649万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第2款使用料及び手数料で一般使用料124万6,000円を減額し、第3款繰入金では一般会計繰入金205万5,000円を、第5款諸収入では雑入8万1,000円をそれぞれ追加し、第6款市債ではスキー場整備事業債290万円を減額いたしました。

また、歳出におきましては第1款総務費で蒲萄スキー場一般管理経費、一般経費及び同運営経費などで事業費の確定により201万円を減額いたしました。

なお、第2条、地方債の補正は、借入額の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議第74号は平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億5,170万円を減額し、予算の規模を76億1,690万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第1款国民健康保険税で5,650万5,000円を追加し、第4款国庫支出金で療養給付費等負担金の確定などにより8,467万3,000円を、第9款共同事業交付金で高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の確定により2億840万9,000円をそれぞれ減額し、第12款繰越金で前年度繰越金1億6,295万6,000円を追加するなど、決算見込みにより所要の調整を行いました。

また、歳出におきましては第7款共同事業拠出金で高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の確定により1億5,152万7,000円を、第8款保健事業費では保健事業経費4万7,000円をそれぞれ減額いたしました。

次に、議第75号は平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,430万円を減額し、予算の規模を47億4,840万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第4款繰入金で一般会計繰入金351万4,000円を、第6款諸収入では受託事業収入などで2,358万6,000円を、第7款市債では3,720万円を事業費の確定によりそれぞれ減額いたしました。

また、歳出におきましては第1款下水道費で公共下水道建設経費などで事業費の確定などにより

6,426万5,000円を減額いたしました。

なお、第2条、地方債の補正は、借入額の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議第76号は平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ520万円を減額し、予算の規模を12億2,330万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第4款繰入金で一般会計繰入金119万9,000円を、第6款諸収入では排水設備等設置資金貸付金収入400万1,000円を事業費の確定によりそれぞれ減額いたしました。

また、歳出におきましては第1款集落排水費で農業集落排水事業排水設備整備資金預託金などで518万5,000円を事業費の確定により減額いたしました。

次に、議第77号は平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ130万円を追加し、予算の規模を5億7,590万円といたしました。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第5款繰越金で前年度繰越金130万円を追加をいたしました。

また、歳出におきましては第3款公債費で起債償還金130万円を追加いたしました。

次に、議第78号は平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ800万円を減額し、予算の規模を5億6,790万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第4款繰入金では一般会計繰入金で14万4,000円を減額し、第5款繰越金では前年度繰越金1,414万4,000円を追加し、第7款市債では2,200万円を減額いたしました。

また、歳出におきましては第2款施設費で簡易水道建設改良経費で事業費の確定により800万円を減額いたしました。

なお、第2条、地方債の補正は、借入額の確定により限度額を変更するものであります。

最後に、議第79号は平成30年度村上市一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,960万円を追加し、予算の規模を343億960万円にいたしました。

補正の内容は、6月10日執行の新潟県知事選挙に要する経費であります。

歳入におきまして、第15款県支出金に選挙費事務委託金として3,960万円を追加いたしました。

歳出におきましては、第2款総務費で選挙費用として歳入と同額の3,960万円を追加いたしました。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 議第71号、専第7号ですけれども、平成29年度村上市一般会計補正予算（第11号）、4億950万円の減額ですけれども、この予算の特徴あるのが地方債の補正、各課でほとんどあらわれておりますけれども、まず財政課長にお伺いしますけれども、こういった背景、調整するわけですけれども、会計閉鎖期に来てはいろいろと調整なされるわけですけれども、こういった地方債がたくさん補正されていますけれども、これの背景についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（田邊 覚君） 年度末で事業が確定いたしまして、国県等の補助も確定したことから、当初借入れで考えていたものについて、それなりの財源が手当てできたということから、こういう減額となったものでございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） この関係で歳入を見ますと教育債が、教育債についてちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、社会教育債が7,430万円で、歳出を見ますと、30ページですけれども、社会教育費の文化財保護費、社会教育施設費、その下の保健体育施設費等も一般的に会計で考えられるのが、一般財源を少なくするというのが普通のやり方なのですけれども、これいずれも地方債のほうを減額して一般財源をふやしているわけなのですけれども、この点についての理由についてお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（田邊 覚君） 今回の補正につきましては、先ほど申し上げましたものと、もう一点が事業が確定いたしまして、当初の規模に比べまして小規模で済むなり、財政的にかからずに済んだということで、実際見ていただければわかるのですけれども、今の対象の起債については増額の補正ではなく、その分で起債のほうもやらさせていただいているような形になっております。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第70号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第70号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第70号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第71号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第71号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第71号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第72号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第72号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第72号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第73号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第73号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第73号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第74号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第74号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第74号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第75号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第75号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第75号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第76号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第76号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第76号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第77号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第77号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第77号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第78号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第78号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第78号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

最後に、議第79号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第79号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第79号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第10 議第80号 村上市スケートボード施設条例制定について

議第81号 高規格救急自動車購入契約の締結について

議第82号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ軽積載車及び小型動力
ポンプ購入契約の締結について

議第83号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例制定について

議第84号 村上市児童公園条例の一部を改正する条例制定について

議第85号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第86号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議第87号 市道路線の変更について

議第88号 14t級除雪ドーザ(サイドスライドアングリングブラウ)購入契約の締結について

○議長(三田敏秋君) 日程第10、議第80号から議第88号までの9議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第80号から議第88号までの9議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第80号は村上市スケートボード施設条例制定についてであります。本案は、競技スポーツを推進するとともに、子どもたちの夢と希望を応援し、世界で活躍するアスリートを目指すジュニア選手の発掘及び育成並びにアスリートを支援することによりスポーツの普及、推進を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としてスケートボード施設を設置するため制定するものであります。

次に、議第81号は高規格救急自動車購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会のご議決をお願いするものであります。本案は、消防署本署に2台配備しております高規格救急自動車のうちの1台を更新するものであり、購入予定の高規格救急自動車は添付資料にお示しのとおりであります。業者選定につきましては、高度管理医療機器販売業の許可を受けていることが必要であり、本条件を満たす本市の入札参加登録業者が1社であることから、見積書を徴取の結果、5月11日に新潟トヨタ自動車株式会社と契約金額1,868万4,000円で仮契約の締結をしたものであります。

次に、議第82号は消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプの購入契約締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会のご議決をお願いするものであります。購入予定の消防資機材につきましては、消防団配備用の消防ポンプ自動車2台、軽積載車2台、小型動力ポンプ6台を更新するものであります。入札に当たりましては、専門的で特殊な技術を要することから、5月10日に消防ポンプ自動車取り扱い業者による通常型指名競争入札を執行し、株式会社宮島工業所と契約金額6,070万6,702円で仮契約を締結したものであります。

次に、議第83号は村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の基礎資格について有効な教員免許状を取得した者を対象とするための改正と基礎資格を拡大するため、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者の要件を加えるものであります。

次に、議第84号は村上市児童公園条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、荒川地区にあります児童公園のうち、既に児童プールとして利用していない8カ所につきまして用途廃止を行うものであります。

次に、議第85号は村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、これまでの「控除対象配偶者」が「同一生計配偶者」に名称変更になったこと及び新潟県のひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱の改正に伴い、入院時生活療養費標準負担額の助成額に境界層該当者の区分が追加になりましたので、平成30年1月1日に遡及して所要の改正を行うものであります。

次に、議第86号は村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、介護保険法施行令の一部改正により介護保険条例の引用条項にずれが生じたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議第87号は市道路線の変更についてであります。本案は、森林基幹道岩船東部線の開設に伴い、神林地区南大平地内の市道の一部区間が林道と併用するため終点を変更するものが1路線、また朝日地区松岡地内において路線の一部に民地を共用していたことから、公図との整合を図り、起点を変更するものが1路線であります。

次に、議第88号は14t級除雪ドーザ（サイドスライドアングリングプラウ）購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会のご議決をお願いするものであります。購入予定の除雪車は1台で、老朽化に伴い、更新するものであります。入札に当たりましては、平成30年4月18日に2社による指名競争入札を執行し、コマツカスタマーサポート株式会社関越カンパニーと1,799万6,390円で仮契約を締結したものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

19番、長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） 議第80号の村上市のスケートボード施設条例制定についてちょっとお聞きしたいのですが、この条例については指定管理で維持管理するということになってはいますが、今わかる範囲内で結構ですが、これについては委託料型という考え方なのではないでしょうか。ちょっと教えてください。

- 議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（板垣敏幸君） 現在考えておりますのは、使用料型（.....部分は41頁に発言訂正あり）の指定管理ということでございます。
- 議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。
- 19番（長谷川 孝君） 使用料型というのは、指定管理の中にはないのです。委託料型か利用料金型か併用型しかないはずで、村上市の指定管理者制度の中には。
- 議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（板垣敏幸君） 現在考えておりますのが、利用料につきましては市のほうの収入になるというような形の指定管理者制度を想定してございます。
- 議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。
- 19番（長谷川 孝君） だから、それが委託料型のことをいっているのでしょうかということを最初聞いたとおりなのではないですか。はっきり言って。
- 議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（板垣敏幸君） 申しわけございません。議員おっしゃる形の指定管理のものであります。
- 議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。
- 19番（長谷川 孝君） 先ほど言った何とか型というのはないということに理解していいわけでしょう。私が言った委託料型という指定管理の手法をとるのだというので間違いのないわけですか。
- 議長（三田敏秋君） 最初に言ったのが間違いだったら訂正しなさい。
生涯学習課長。
- 生涯学習課長（板垣敏幸君） 済みません。確認して後ほど報告させていただきます。
- 議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。
- 19番（長谷川 孝君） ここの議案の中に指定管理という言葉があるわけでしょう。そうすれば、指定管理のやり方の手法としては3つあるわけだ。その3つのうちの利用料金型だけでは無理だから、委託料型というの以外に考えられないのではないですかということを要するに質問しているわけ。そうなのでしょう。それをまた.....
- 議長（三田敏秋君） 確認してということなので、議場だから、その辺は許してください。
- 19番（長谷川 孝君） 忙しいところ済みません。それで.....
- 議長（三田敏秋君） 3問、3問。
- 19番（長谷川 孝君） 3問たって.....
- 議長（三田敏秋君） 今のやつは含めているのだ。今もう4問、5問になっているけれども、その答弁が曖昧だから、それやっているので、3問。
- 19番（長谷川 孝君） 今何問になっているの。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 続けてください、委託料型ということで1問ということのくりにしますの
で。

長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） それで、私が心配するのは委託料型で市からの持ち出しが相当あるような
感じの、今の想像の域にしかないのですけれども、それをいかに少なく維持管理を賄うかという方
法をとらない限り、やっぱり中にはビーチランドの二の舞だとか言う人間もいるわけ。だけれども、
それは第三セクターでやった方法で、手法が違うのだということなのだけれども、でも委託料型と
いうのがやはり村上市の財政からの持ち出しが相当ある場合には、非常に市民から反発も受ける可
能性があるわけです。ですから、その辺について市長どうなのかということが市民が一番心配なの
で、その辺について教えていただきたい。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員ご指摘の部分、確かに懸念材料としてはあります。ですから、経営のマ
ネジメントをしっかりしようということで我が村上市にあります総合型のスポーツクラブ、さらには
各スポーツ業界の著名なそういうスポンサーも含めてこういう方々と経営をしっかりと将来的に
持続できる形でくみ上げることができるような検討協議会も設けているわけでありまして。まさにそ
こに市民がスポーツを通じて輝く生活を送れるような、そういうものとしてやっていこうというこ
とを今やっています。それと同時に、現在村上市が持っております公共施設等、この管理運営を考
えたときに、非常にやはりこちらから持ち出しがなければ運営ができない施設ばかりであります。
ですから、そういうところをどれだけ利用料で低減できるかということは非常に大きな課題だとい
うふうに思っておりますから、これまでもたびたび私からお話し申し上げておりますとおり、民間
のプロジェクト等を使いながら、そういうプロスポーツも含めてそういうものを柔軟に対応してで
きる、利用料を稼ぐことのできる施設、そういった側面もあわせ持たせたいということで今回条例
の提案をさせていただいたというところであります。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） あと1つだよね。市長の言うこと、もちろんわかります。今まででも
イヨボヤの里開発公社、例えばふれあいセンターとかもいろいろな方が利用されている。そして、
イヨボヤ会館とかも歴史とか文化とか、そういうので非常に多岐にわたって利用客が多いと。でも、
このスケートボードに関しては今までの実績が余りにも人数的に少なかったというのがあって、非
常に心配する方が多いということも実際事実なのです。ですから、その辺を踏まえてなるべくきち
んとした、明確な維持管理をやっていただきたいということを要望しまして、終わらせていただき
ます。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 今ほどの議第80号なのですけれども、ここにいろいろと料金、使用料が書かれておりますけれども、その中に大会という言葉が入っています。今まで進めてきた中で、市長、副市長は当然答弁の中には大会も含めて、または市民のサービスも考えた幅広い考え方で、私今までちょっと迷っているのかなとは思ってきたのですけれども、この大会というあれはどこら辺までの大会で、みんなくるめてある大会と考えていいのですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 現在（仮称）村上市スケートパークの運営及び管理検討委員会を開催しているところです。その中で関係する団体がどのような役割を果たすのか、その大会等の活用も含めてそれぞれがどういう働き、それからスポーツ振興に関してもどのようなかわりができるのか検討しているところで、その大会規模についても現在検討しているところです。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） そうすると、また今後その大会の規模の大小を検討する余地があるということなのですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 国内規模の大会になるのか、それから世界規模の大会になるのか、どの程度の受け入れが可能なのかも含めて検討しているところです。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 先ほどの長谷川議員の答弁で市長が言ったのですけれども、これ財政的にかみ合わせていく中で、やはりどっちかある程度の目標をつかめないと二兎を追っているような感じするのですけれども、その辺については教育長どんなふうに考えていますか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） スケートボードというある程度特殊なスポーツに関する施設でありますので、アスリート育成、ジュニア育成、そういう面からの大会誘致も含めた東京オリパラをめどに、そこまでもそういう育成する部分の取り組みと、それからオリンピック後の村上市のスポーツ振興全体ということで、そういうスケートパークを拠点にしたスポーツ振興ということもあわせ持っていて考えておりますので、二兎を追うという言い方されましたが、どちらも大切な視点ですので、そのような意味で今運営管理を考えているところです。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第80号から議第88号までの9議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によってそれぞれ議第80号から議第82号については総務文教常任委員会に、議

第83号から議第86号については市民厚生常任委員会に、議第87号及び議第88号については経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第11 議第89号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第2号)

○議長(三田敏秋君) 日程第11、議第89号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第89号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成30年度村上市一般会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,810万円を追加し、予算の規模を344億8,770万円にしようとするものであります。

補正予算の主な内容といたしましては、5月に発生をいたしました豪雨災害の復旧費用などあります。歳入におきましては、第12款分担金及び負担金で農業施設分担金142万円を、第14款国庫支出金で荒川パーキング社会実験委託金1,000万円を、第15款県支出金で林道施設災害復旧事業補助金及び地域活性化推進事業補助金などで1億329万円を、第17款寄附金で一般寄附金1,500万円を、第19款繰越金で前年度繰越金6,489万円を、第20款諸収入でコミュニティ助成自治総合センター交付金などで140万円をそれぞれ追加いたしました。さらに、第21款市債では災害復旧事業債2,750万円を追加いたしました。また、保健体育債4,540万円の減額により、差し引き1,790万円を減額いたしました。

また、歳出におきましては第2款総務費で協働のまちづくり推進事業経費などで700万円を、第3款民生費で地域活動支援センター経費などで39万9,000円を、第4款衛生費で最終処分場運営経費などで430万7,000円を、第6款農林水産業費で農地等経費などで1,381万5,000円を、第8款土木費で道路橋りょう一般管理経費などで1,479万2,000円を、第9款消防費で防災対策一般経費で165万円を、第11款災害復旧費に林業施設災害復旧費などで1億3,609万円をそれぞれ追加いたしました。

第2条、債務負担行為の補正は、山北地区の保育園通園バスに係るリース料を追加するものであります。

第3条、地方債の補正は、災害復旧事業債を追加し、保健体育債の限度額を変更するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三田敏秋君) これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております平成30年度村上市一般会計補正予算（第2号）の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思います。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第2、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてお諮りをいたします。平成30年度村上市一般会計補正予算（第2号）の審査を行うため、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

追加日程第3 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任されました。

ただいま議題となっております議第89号については、予算付託表のとおり会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

日程第12 議第90号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第90号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第90号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ210万円を追加し、予算の規模を78億9,210万円にしようとするものであります。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入におきまして第8款繰入金に事務費等繰入金2万8,000円を、第9款繰越金に前年度繰越金207万2,000円をそれぞれ追加をいたしました。

また、歳出におきましては第6款諸支出金で社会保険診療報酬支払基金の介護給付費交付金返還金として207万2,000円を、第7款予備費に2万8,000円をそれぞれ追加をいたしました。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第90号については、予算付託表のとおり会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、14日から本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時59分 散会